

投資信託説明書(交付目論見書)

2016年1月12日

米国イノベーション・ファンド (年4回決算型/年1回決算型)

愛称: **アメリカン・アイドル (年4回/年1回)**

追加型投信／海外／株式

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しております。また、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社等の情報

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

大和住銀投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第353号

<受託会社> [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

株式会社りそな銀行

委託会社への照会先

インターネットホームページ

<http://www.daiwasbi.co.jp/>

お電話によるお問い合わせ先

受付窓口: (電話番号) 0120-286104

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

本書において、ファンドの名称を以下のように表示することがあります。

米国イノベーション・ファンド(年4回決算型)：年4回決算型

米国イノベーション・ファンド(年1回決算型)：年1回決算型

<委託会社の情報>

委託会社名：大和住銀投信投資顧問株式会社

設立年月日：1973年6月1日

資本金：20億円(2015年10月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：3兆5,506億円(2015年10月末現在)

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
年4回決算型	追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	年4回	北米	ファミリー ファンド	なし
年1回決算型					年1回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行う米国イノベーション・ファンド(年4回決算型)および米国イノベーション・ファンド(年1回決算型)の募集については、発行者である大和住銀投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成27年12月25日に関東財務局長に提出しており、平成28年1月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の中小型株に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

★ 特色 ★



1 米国の中小型株を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 主に米国の金融商品取引所に上場されている中小型株に実質的に投資します。
- ボトムアップアプローチによる企業調査や業界分析などから、革新的な技術やビジネスモデルを有し、高い成長が期待できる銘柄を厳選して投資します。
- 原則として、為替ヘッジを行いません。
- 当ファンドは、「米国イノベーション・マザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。

★ 特色 ★



2 マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を、アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシーへ委託します。

アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシーの概要

アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー(RS Investment Management Co. LLC、所在地:米国カリフォルニア州サンフランシスコ市)は、1986年に設立された米国の資産運用会社で、主に米国の中小型株を中心に運用を行っております。米国の新興企業との強固なネットワークから、徹底したボトムアップによる企業調査に基づき新興成長企業と成長セクターの発掘に注力しています。

運用プロセスの概要

米国中小型株市場

投資ユニバース

投資候補銘柄

ポートフォリオ構築

5つの選定基準

- ①企業独自の優位性
- ②高いマーケットシェア
- ③高い利益率
- ④今後3~5年間の売上成長率
- ⑤有望な経営陣

各種分析等を行い銘柄を厳選

- ①2~3年後の企業成長性及び事業環境を予測
- ②株価収益率(PER)をはじめとする割安度分析
- ③売却目標株価の設定

※運用プロセスは、将来見直される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合等には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

★ 特 色 ★



「年4回決算型」と「年1回決算型」からお選びいただけます。



年4回決算型

- 毎年1月、4月、7月、10月の20日(休業日の場合は翌営業日、第1回決算日は平成28年4月20日)に決算を行い、原則として収益の分配を目指します。



年1回決算型

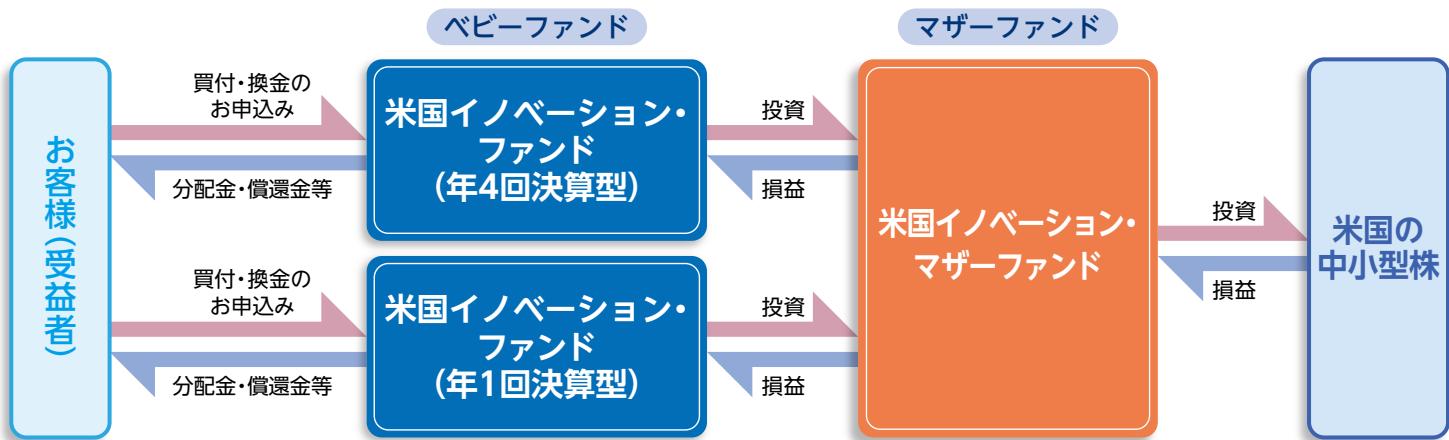
- 毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日、第1回決算日は平成29年1月20日)に決算を行い、原則として収益の分配を目指します。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合等には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



主な投資制限

投資制限の対象	投資制限の内容
株式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
投資信託証券	投資信託証券(マザーファンドおよび取引所上場の投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
新株引受権証券等	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券等	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の転換社債等	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

※有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。

資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合等には、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

- 当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

株価変動に伴うリスク	株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。
為替リスク	当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
流動性リスク	実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
信用リスク	株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
カントリーリスク	投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

その他の留意点

■収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

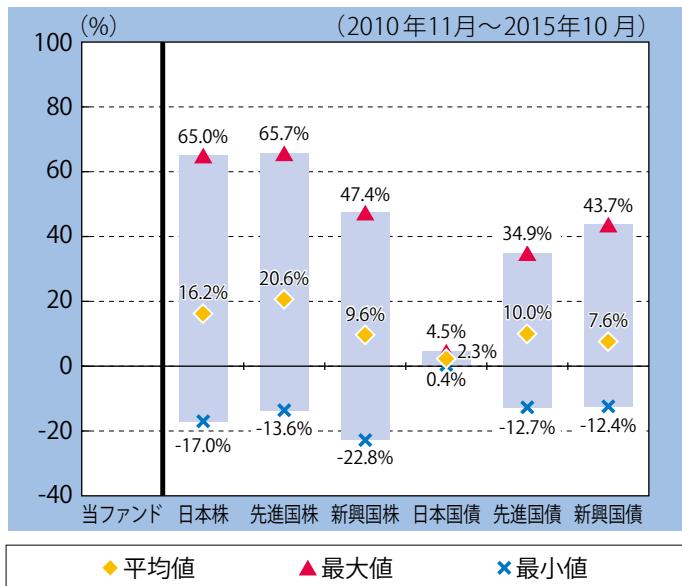
委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会(代表取締役社長を委員長とします。)は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドの運用は、2016年1月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

<各資産クラスの指標について>

資産クラス	指標名	権利者
日本株	TOPIX (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P. Morgan Securities LLC

(注)上記指標に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

運用実績

当ファンドの運用は、2016年1月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払ください。
換金単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間：平成28年1月12日から平成28年1月28日までです。 継続申込期間：平成28年1月29日から平成29年4月20日までです。 (申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。
信託期間	平成28年1月29日から平成38年1月20日までです(約10年)。
繰上償還	各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなつた場合等には、繰上償還されることがあります。
決算日	<p>[年4回決算型] 毎年1月、4月、7月、10月の20日(該当日が休業日の場合は翌営業日、第1回決算日は平成28年4月20日)</p> <p>[年1回決算型] 毎年1月20日(該当日が休業日の場合は翌営業日、第1回決算日は平成29年1月20日)</p>
収益分配	<p>[年4回決算型] 年4回の決算時に分配を行います。</p> <p>[年1回決算型] 年1回の決算時に分配を行います。</p> <p>*分配金自動再投資型を選択された場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。</p>
信託金の限度額	2ファンド合計で300億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	<p>[年4回決算型] 毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。</p> <p>[年1回決算型] 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。</p>
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。</p> <p>当ファンドは、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。</p> <p>*上記は平成27年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p>

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜 3.0%) を上限 として販売会社毎に定めた率を乗じて得た額とします。 ※詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に 年率 2.214% (税抜 2.05%) を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、「年4回決算型」は毎計算期末または信託終了のときに、「年1回決算型」は毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)の配分>		
		委託会社	年率 1.25% (税抜)
		販売会社	年率 0.75% (税抜)
		受託会社	年率 0.05% (税抜)
※委託会社の報酬には、アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に対して年0.90%以内の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支払います。			
その他の費用・手数料	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。 ※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方^{*}で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」が開始され、平成28年4月1日から公募株式投資信託などの購入が可能となる予定です。

- 上記は平成27年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments